

訓令

埼玉県
埼玉県公営企業
埼玉県病院事業
埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
訓令第一号

本庁
地域機関
埼玉県企業局
埼玉県病院局
埼玉県下水道局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕
埼玉県公営企業管理者 高柳 三郎
埼玉県病院事業管理者 岩 中 督
埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭
埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳
埼玉県警察本部長 原 和 也
埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県
埼玉県公営企業
埼玉県病院事業
埼玉県流域下水道事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
埼玉県危機対策本部設置規程（平成二十二年
埼玉県流域下水道事業 訓令第一号）

は、廃止する。
附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。